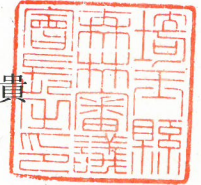




琦 森 審 第 1 3 号
令 和 2 年 9 月 2 4 日

琦 玉 県 知 事 大 野 元 裕 様

琦 玉 県 森 林 審 議 会 会 長 落 合 博 貴



林 地 開 発 行 為 の 許 可 に つ い て (答 申)

令 和 2 年 8 月 2 0 日 付 け 森 第 4 8 8 号 で 諮 問 の あ っ た 件 に つ い て は、 森 林 法 第 1 0 条 の 2 第 2 項 の 各 号 の い ず れ に も 該 当 し な い こ と か ら や む を 得 な い。 な お、 審 議 会 と し て 下 記 の 意 見 を 付 す る。

記

1 開 発 区 域 の 多 く が 飯 能 市 有 林 で あ り、 か つ、 市 の 土 地 有 効 活 用 事 業 に よ る 開 発 行 為 で あ る こ と に 鑑 み て、 次 の 事 項 に つ い て 飯 能 市 と 事 業 者 が 協 力 し、 地 域 の 理 解 の 促 進 に 努 め る よ う 促 す こ と。

- (1) 開 発 区 域 内 及 び 周 辺 に お い て 確 認 さ れ た 希 少 野 生 生 物 の 取 り 扱 い
- (2) 洪 水 調 整 池 を 兼 ね る サ ッ カ ー グ ラ ウ ン ド の 利 用 上 の 安 全 確 保 及 び 機 能 維 持
- (3) 事 業 終 了 後 に お け る 太 陽 光 施 設 の 撤 去 お よ び 原 状 回 復 等 の 措 置
- (4) 当 該 開 発 行 為 に 係 る 他 法 令 の 遵 守

2 大 雨 等 に よ る 災 害 が 発 生 し な い よ う、 申 請 書 の 工 事 計 画 に 基 づ き 適 切 な 施 工 が 行 わ れ る よ う 十 分 指 導 す る こ と。